諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年２月３日（令和８年（行情）諮問第１４２号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７４２号）
事件名：「宇宙作戦」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書５」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年５月８日付け防官文第１２７号及び同年１１月１５日付け同第１０１２１号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１について）

（略）

（２）審査請求書２（原処分２について）

アないしエ　（略）

オ　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ　（略）

キ　文書の特定に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年５月８日付け防官文第１２７号により、本件対象文書のうち、文書２（かがみのみ。）について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年１１月１５日付け同第１０１２１号により、本件対象文書のうち、文書１、文書２（かがみを除く。）及び文書３ないし文書５について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年８か月及び約６年１か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（３）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（４）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年２月３日　　諮問の受理

② 同日　諮問庁から理由説明書を収受
③ 同年３月５日　審議
④ 同年１０月２６日　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア　本件開示請求については、開示請求書に別紙の１のとおり記載の上、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、同文書に記載のある「宇宙作戦」に関する文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイルにつづられているその他の文書を求めているものと解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、自衛隊の防衛態勢及びこれに資するための諸研究に係る情報が具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

１　本件請求文書

「宇宙作戦」に関して「行政文書ファイル等」（平成２３年防衛省訓令第１５号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。

２　本件対象文書

文書１　平成２９年度航空自衛隊幹部学校研究成果について（報告）（自発報告）（幹校計第７７号。３０．４．２３）（決裁文書）

文書２　平成２９年度航空自衛隊幹部学校研究成果について（報告）（自発報告）（幹校計第７７号。３０．４．２３）

文書３　研究メモ（２９－４）（２９．１０．６）

文書４　幹部学校研究瓦版（２９－１３）（２９．１２．１４）

文書５　幹部学校研究瓦版（３０－１６）（３０．１１．２６）

別表

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書１	別冊 ２ページないし３２ページのページ番号を除く全て	自衛隊の防衛態勢及びこれに資するための諸研究に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
文書２		
文書３	１ページ及び８ページないし１１ページのそれぞれ一部	
文書４	２ページ及び３ページのそれぞれ一部	

※当審査会事務局において整理した。